

# 配偶者暴力防止等 民間活動助成事業

## 募集

東京ウィメンズプラザでは、  
東京における配偶者暴力（DV）防止等を目的とした民間の自主的な活動を支援します。

### ●●自主活動・施設の安全対策等への助成（助成金交付事業）●●

民間団体が行うDV被害者支援、DV対策等に係る活動を支援するため、  
経費の1/2を上限に助成します。

#### ① 単独団体で行う事業「単独事業」

★DV被害者支援施設の安全対策、設備等の充実に関する事業

（例）監視カメラ・補助錠・警報装置の設置、防災用品の購入  
入所者のための生活用品の購入

★DVの問題の解決に寄与する実践的・普及啓発活動等

（例）相談員やボランティアの養成研修等の人材育成事業やマニュアルの作成  
シンポジウムの開催、啓発ツールの作成、DV被害者への精神的ケアや自立支援

#### ② 複数団体で行う事業「連携事業」

★連携によりDV被害者のニーズに応じたきめ細やかな支援が可能になる  
被害者支援事業

（例）

- ・シェルター運営団体、自立支援講座実施団体、自助グループ実施団体の3団体が連携することにより被害者の自立に向けた支援を提供する。
- ・複数の同行支援実施団体が連携することにより、相互の支援者を融通し、これまで以上に被害者のニーズに対応した同行支援を実施する。

※連携団体間の各種調整を担う「代表団体」に、コーディネーター1名を置くこと。

※支援者研修及び普及啓発講座は対象となりません。

### ●●アドバイザーの派遣●●

DV防止や被害者支援等を行っている民間団体・グループに対し、  
専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣します。

※事業を行う際には、「東京都感染拡大防止ガイドライン」等に従い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた上で、実施をお願いいたします。

子育て支援現場や医療関係者、  
自主グループでの勉強会に……

「DVの基礎知識」、「DVに気付く」、  
「DVの子供への影響」、「デートDV」、  
「被害者支援に関する関係機関との連携」等

DV被害者支援を行うグループや  
施設内での研修で……

「相談員への助言や指導（スーパーバイズ）」、  
「弁護士によるDV関連法の勉強会」、  
「団体運営についての助言」等



## 助成金交付事業の助成金額について

助成事業審査委員会で審査の上、助成事業を選定し助成金額を決定します。

### 単独事業

事業に係る経費の1/2以内 限度額100万円  
(被害者への同行支援については、限度額150万円)

### 連携事業

- a. コーディネーター人件費その他の連携に係る経費の1/2以内 限度額100万円  
b. 事業実施に係る経費の1/2以内 限度額100万円  
(被害者への同行支援については、限度額150万円)

a,b は併せて申請が可能です。

### ◆注意事項

- ①: 助成の申請は、同一年度内において、1申請者につき1事業に限ります。  
(連携事業の場合、代表団体以外の連携団体は別事業について申請することができます。)
- ②: 助成金は予算の範囲内で交付されますので、対象となっても希望された交付申請額を下回ることがあります。
- ③: 助成金交付決定後、希望する団体に対し、交付決定額の5割を限度額として助成金の概算払を行います。
- ④: 事業の経費支払が全て終了した後、実績及び証拠書類(領収証等)を確認した上で交付金額を確定し、助成金を交付します。

## アドバイザー派遣の経費について

審査の上、派遣対象事業を選定します。

派遣するアドバイザーへの謝金を東京都が負担します。金額は、アドバイザーの職種・派遣時間に応じ、東京都の支払基準に基づくものとなります。

その他の経費(会場費、消耗品費等)は、申請者の負担となります。

### ◆注意事項

- ①: アドバイザーは、1事業につき3回かつ6時間を限度に派遣することができます。  
※申請状況によっては、派遣回数や時間数を調整させていただく場合があります。
- ②: アドバイザーの推薦は、申請者の希望に基づき、東京ウィメンズプラザで行います。アドバイザー決定後は、具体的な講義内容や日時等に関する打合せを、申請者とアドバイザーとで直接行っていただきます。

### ● 詳細については『募集案内』をご覧ください。

『募集案内』及び申請書等は、下記ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www1.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/aid/tabid/72/Default.aspx>



### ● 募集締切: **令和3年4月30日(金) 必着**

★ 個別相談については、原則電話にて行います。相談日時を調整いたしますので、ご希望の場合は、下記連絡先までご連絡ください。

事業企画内容、申請方法等についてのご質問を個別に承ります。

※個別相談は申請の必須要件ではありませんが、新規で申請を検討されている場合は是非ともご相談ください。

申請書提出先  
及び  
お問合せ先

東京ウィメンズプラザ

事業推進担当 配偶者暴力防止等民間活動助成事業担当

所在地 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号

電話: 03-5467-1980

FAX: 03-5467-1977



東京都